

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会(第2回)意見等への対応一覧

2月3日に開催の第2回協議会の際に出された意見に対し、以下のように対応した。

1. 骨子での対応

骨子該当ページ	意見の内容	対 応
p9	冬期の対応を記載している箇所の仮置場の屋根については、積雪が少ない地域は必ずしも必要がないため、選択肢を持たせるような表現にしていきたい。	「地域によって」仮置場の屋根が必要という表現に修正した。

2. 行動計画素案(案)での対応

※注意事項:「行動計画素案(案)該当ページ」及び「意見の内容」で記載するページ番号や章節項の名前等は、第2回協議会時点でのものを使用し、「対応」に記載するページ番号や章節項の名前等は修正後のファイルのものを使用した。

行動計画素案(案)該当箇所	意見の内容	対 応
全体	行動計画素案(案)中に今後検討しますと記載のある箇所について、どのように対応していくのか。	今年度は行動計画素案を作成し、来年度に行動計画を完成させる予定である。今後検討しますと記載した箇所については、来年度に検討し、行動計画に記述していくことを考えている。
	他の自治体からも「〇〇する」という表現だと厳しいというご意見があった。仮に自治体に裁量がある部分が、ブロック計画で立ち入った表現になった場合、今後市町村で計画を策定する中で、ブロック計画と矛盾が生じる可能性があるため、その点に配慮し、表現を総点検してほしい。	自治体の災害廃棄物処理計画と矛盾が発生する可能性のある箇所について、「～することが望ましい」、「～することを前提とする」といった表現に修正した。
	市町村という言葉が、行政区域としての市町村の意味なのか、又は一部事務組合や広域連合も含めた処理体制の意味なのか、用語の使い方が統一されていない。そのために行政としての市町村の話をしているのか、広域連合も含めた処理体制の話をしているのか分りにくくなっているところがある。こういう時にはこういう用語を使用すると定義を決めておくべきではないか。	以下のように定義し、記載を修正した。 ▶市町村…行政としての市町村 ▶市町村等…一部事務組合や広域連合を含めた処理体制 (なお、「5-7 最終処分場の活用」等、明確に処理体制であることを記載したい場合は、一部事務組合、広域連合を明記した。) ▶地方自治体…北海道及び市町村
	行動計画について、災害が、月寒断層と十勝沖地震について想定されているが、それ以降について、2つの地震を意識した処理体制の記載がない。内陸型、津波特有の処理の仕方、特徴を踏まえた配慮について記述が必要ではないか。	「4-3 対象とする災害廃棄物」や、「5-2 災害廃棄物処理の流れ」等において、内陸型地震と、津波を伴う海溝型地震の対応などに違いがある場合、その違いを明記した。

行動計画素案 (案) 該当箇所	意見の内容	対 応
全体	p40⑤-4 北海道内の連携として、突然具体的なものが出てきて、5章の中で浮いて見える。構成の問題があると考える。	構成の問題を解決するために、行動計画骨子にとらわれず、行動計画素案の構成を変更した。具体的なデータは、資料編として整理した。また、全体の章立てについても、より分かりやすくするために章節項の記載順や名前を変更した。
③地域の特性を踏まえた被害の想定	北海道の被害想定と市町村の被害想定が異なる場合、どのように整合を取っていくのか。	現状では北海道の被害想定結果を用いて、月寒背斜に関連する断層と十勝沖の地震を対象とした行動計画を策定している。北海道と市町村で被害想定が異なる場合は、どちらを採用するか市町村で判断するようお願いする。 なお、行動計画と異なる被害想定を用いる等、各市町村で策定した災害廃棄物処理計画と行動計画の内容に差異が生じることが多くなる場合は、必要に応じて行動計画の内容の見直しを検討する。
	北海道は広く、想定が2地震というのは少ないのではないかと。少なくとも5地震程度は想定すべきではないかと。	第一回協議会で国の計画と北海道の計画の棲み分けが分かりづらいという話が出た。そのため、棲み分けのために、北海道とも調整し、大規模な地震（道内で最も大きい2地震）については国の計画で扱うこととし、その他の地震については北海道の処理計画で扱う予定とした。
	④-7 他の地域ブロックとの連携にも関連するが、三陸沖北部の地震のように他ブロックにまたがる地震について、どちらもやっていないというのはまずいので、調整が必要となるのではないかと。	ご指摘にあるような大規模な地震は、現在国で検討中であり、その結果を受けて行動計画も見直すこととする。
	構成市町村ごとの災害廃棄物量はいただけるのか	北海道の危機対策課からデータを借用しているため、すぐに出せるという答えができない。今後、北海道とも協議し、環境省を通じてお答えする。
	災害廃棄物の想定で、焼却灰は考慮しているのか。	焼却灰を考慮した結果を、資料編の「4. 災害廃棄物推計量と処理可能量の比較」に記載した。
	原単位など、今後公表していく資料については、算出条件をきちんと提示していただきたい。	資料編「1. 災害廃棄物の発生量の推計」等に、算出方法について記載した。
	P19③-6 のタイトルが、「処理年数のシミュレーション」とあるが、先ほど、「不足する処理量」を記載するという説明があった。記載する内容とタイトルを統一したほうが良い。	タイトルを、「③-6 処理年数のシミュレーション」から、資料編の「4. 災害廃棄物推計量と処理可能量の比較」とした。

行動計画素案 (案) 該当箇所	意見の内容	対 応
④処理方針及び目標期間の設定	p21④-2 処理方針の⑤の合理性・透明性・経済性等の契約行為について記載しているが、北海道ではこうしますと、固めるような記載にしてしまってよいのか。首長や市町村の判断する部分ではないか。そのため、表現の仕方について検討してほしい。	「5-1 北海道ブロックの処理方針」の 5)合理性・透明性・経済性については、「緊急性や処理の困難性を考慮する必要はあるが、安易な随意契約を避け、合理性のある処理方策を選定し、透明性の高い契約手順に沿って、経済性の面も十分検討を行うことを前提とする。」という市町村の判断する余地のある記載の方法とした。 また、「5-1 北海道ブロックの処理方針」全体についても、「方針は原則的なものであり、最終的には北海道及び各市町村で策定される災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理を実施する。」という記載を追加することで、市町村の判断する余地のある記載の方法とした。
	④-4 ブロック計画では仮置場の候補地について、市町村の計画に落とし込んでいった時に、せっかく候補地として選定していたにもかかわらず、いざというとき使えない場合が想定されるため、土地利用のモニタリングをおこなって、仮置場としていつでも使えるように管理をきちんとしておくという趣旨の内容を含めた方がよい。	「8-2 有用情報等の共有と継続的な情報の更新」において、市町村が管理する仮置場の候補地のリストについて、管理者である市町村が情報の更新を実施することを記載した。
	p26 災害時の収集運搬について、災害時に混雑や、地域によっては一本の道路の寸断、冬季閉鎖等で孤立してしまう地域について、あらかじめ複数のルートを確認しておくことや、振興局間や振興局外の隣接市町村との連携、本州ほど道路網が整備されていない地域があること等の北海道特有の状況を踏まえた計画を作るべきというような趣旨のものを入れた方がよいのではないか。	「5-9 災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等の確保方針の検討」に、北海道の高規格幹線道路等のネットワークが不十分であることや、冬期に雪の影響で通行止め等が発生しやすいことを踏まえ、収集運搬に使用する道路として北海道の緊急輸送道路の記載とともに、平時に複数のルートを確認しておくこと等について追加した。
	p30④-6 最終処分場は埋めてしまえばそれで終わってしまい、翌日から処理できなくなってしまうため、実際には埋立可能量は限られてくるのではないかと。最終処分場については配慮してほしい。	資料編の「2. 一般廃棄物処理施設の処理可能量」に示す処理可能量について、処理の義務ではないということを明記した。
	p31④-7 セメント工場や製紙工場は製造工場であるため、「処理」というより「再生利用」という面で記述していくと良いのではないかと。	「5-8 他の地域ブロックとの連携」において、セメント工場や製紙工場における「処理」という表現を「再生利用」に変更した。

行動計画素案 (案) 該当箇所	意見の内容	対 応
④処理方針及び目標期間の設定	<p>p31④-7 など今回の想定で北海道において処理ができない量が明らかになった。仮設焼却炉を建設するのか、外部に持っていくのか、津波で処理施設が被災した場合、セメント工場が被災した場合はどうするのか、他ブロックとの連携はどうするのかなどについて記述することが行動計画で重要なことではないか。p31④-7「他ブロックとの連携は発災前の平時に検討することとし、国が主体で実施する」という部分は、この協議会で検討すべき内容であると考え。環境省が平時に検討しておくことをもう少し具体的に記述していただきたい。</p> <p>昨年フェリー火災の処理で収集運搬の許可が一番困った。事前の準備として、車両の確保等のスムーズな運搬体制づくりについてもp26 もしくは p31④-8 に記述が必要ではないか。</p> <p>p32④-9 本来道路維持管理者がやるべきことを、「場合によっては道路管理者以外に協力を要請する」という記載の主体は、被災市町村なのか、国なのか。市町村だとすると行動計画の中で市町村の行動を縛って良いのか。</p> <p>p36 情報提供として、北海道産廃協会では北海道、札幌市、函館市と協定を締結している。全市町村では、北海道を通じて協定を使って支援を行う立場にある。</p>	<p>他ブロックとの連携等、北海道で処理できない分の処理の方法については、北海道ブロック協議会で構成員の方々と来年度も議論する必要がある。 環境省が平時に検討しておくこととして、「5-8 他の地域ブロックとの連携」に、「他の地域ブロックとの間の運搬手段は主に航路を用いると考えられるが、発災時の迅速な対応のため、平時に用いる港の候補等を検討しておく必要がある。」という記載を追加した。</p> <p>「5-4 仮置場の確保の検討」の「(5) 仮置場に係わる収集運搬」に、参考として、応援協定に基づく他市町村や民間処理事業者への応援要請について追加した。</p> <p>「5-10 幹線道路等の廃棄物撤去の役割分担調整」の、「場合によっては道路管理者以外に協力を要請する」という箇所を記載しないこととした。</p> <p>協定は、来年度に協定一覧表を作成し、整理する。</p>
⑤北海道ブロック内におけるネットワークの構築	<p>p35 の「表 ネットワークの構築における役割及び支援内容」で、国、北海道、札幌市という記載になっているが、市町村を見ると北海道と国となっていたり、民間事業者などへの支援は北海道を通じて行うようになっており、自分の自治体内の民間事業者も北海道を通じないといけないのかなど、検討が不十分なところがある。</p> <p>p37「事前に協定を結ぶことが望ましい主な業界」は、すでに自治体と建設業協会等の協定を結んでいる業界があると思うが、災害復旧に重きを置いて結ばれていることが多いと思う。すでに結ばれていても、廃棄物処理が実際にできるように見直しをすすめるよう記述してはどうか。</p> <p>p37⑤-2「通信手段」について、記載されているように自治体が自ら通信手段を確保することも重要だと思うが、それ以外にも国や北海道からも支援手段がある。これらも含めて記述してはどうか。</p> <p>「⑤北海道ブロック内におけるネットワークの構築」で災害廃棄物を超えて、生活ごみやし尿など、幅広い分野になっている。行動計画では生活ごみは対象外となっていたと思う。整理が不十分ではないか。</p>	<p>「6-1 ネットワークの構築」の「(1) ネットワークの構築」において、政令指定都市や中核市の、国や民間業者との連絡体制については、来年度も北海道ブロック協議会で議論することを記載した。また、ネットワークの構築は図示し、その図のコメントに政令指定都市や中核市と産廃事業者は北海道を通さずに連絡調整する場合がある等と加えた。</p> <p>「6-1 ネットワークの構築」の「(2) 必要となる協定の種類」において、既に協定を結んでいる業界との協定内容に災害廃棄物処理も含まれているか確認し、含まれていない場合は見直しを進めることを追加した。</p> <p>「6-2 通信手段の確保」の「(1) 通信手段の確保」において、国の支援についても追加した。</p> <p>「6-2 通信手段の確保」の「(2) 発災時に収集する情報の内容例」に生活ごみやし尿ごみの記載があった箇所を記載しないこととした。</p>

行動計画素案 (案) 該当箇所	意見の内容	対 応
⑤北海道ブロック内におけるネットワークの構築	p42⑦-2 で、有用情報の共有は、予め平時に情報共有しておくべきではないか。 ⑧の点検・見直しについても、例えばデータ更新について、p40 を具体的に書くかどうかの議論はあるかと思うが、振興局ごとの処理施設について、新規施設や廃止施設等の情報を、行動計画の資料編にまとめておいて、データ部分については毎年更新するなどの方法があるのではないか。	行動計画の資料編には有用情報を可能な限り記載し、共有する予定である。 ただし、行動計画の更新は予算の関係上更新可能な時期が明確でなく、有用情報の更新については、「8-2 有用情報等の共有と継続的な情報の更新」に記載したように、情報の管理者が定期的に最新の情報に更新する必要がある。

第2回協議会後にいただいた意見に対し、以下のように対応した。

3. 行動計画素案（案）での対応

※注意事項：「行動計画素案（案）該当ページ」及び「意見の内容」で記載するページ番号や章節項の名前等は、第2回協議会時点でのものを使用し、「対応」に記載するページ番号や章節項の名前等は修正後のファイルのものを使用した。

行動計画素案 (案) 該当箇所	意見の内容	対 応
④処理方針及び目標期間の設定	p21 北海道ブロックの処理方針について、以下のように変更してはどうか。 ②再資源化について、「東日本大震災でのリサイクルの実績もふまえ」よりも「国の行動指針を踏まえ」の方がよいのではないかと考える。 ④地元事業者の活用について、「地域振興の観点で処理を行う」を「地域振興の観点で可能な限り地元事業者を活用し、処理を行う」の方が分かりやすいのではないか。 ⑤合理性・透明性・経済性について、「経済性を重視する」を「経済性の面も十分、検討を行なう。」の方が分かりやすいのではないか。	「5-1 北海道ブロックの処理方針」をご意見いただいた内容の記載とした。
	p23 仮置き場の分類と定義について、各仮置き場のタイプの広さ（面積）の目安又は参考例があれば、市町村にとって分かりやすいのではないか。	月寒背斜に関する断層と十勝沖の地震の災害廃物発生推計量を基に、資料編「5. 仮置場の必要面積」に必要な仮置場面積を記載した。
	p26 収集運搬の方針に、車両の手配の方法について参考例を含めて記載できたら市町村にとって分かりやすいのではないか。	「5-4 仮置場の確保の検討」の「(5) 仮置場に係わる収集運搬」に、参考として、応援協定に基づく他市町村や民間処理事業者への応援要請について追加した。
	p26 処理の進捗状況について、下から3行目「処理先を確保するための国（環境省）による調整・支援を要請する。」を「処理先を確保するため国（環境省）に対し、調整・支援を要請する。」の表現にしたら道の役割が明確になるのではないか。	「5-4 仮置場の確保の検討」の「(3) 処理の進捗管理」で、ご意見いただいた内容の記載とした。
	p30 最終処分場の活用方針において、検討する主体（国、道、市町村）が不明だが、被災した市町村・一部事務組合・広域連合の最終処分場の活用、次に他の市町村・一部事務組合・広域連合の最終処分場の活用や産業廃棄物最終処分場の活用の記載は必要ではないか。	「5-7 最終処分場の活用」の記載を(1)一般廃棄物最終処分場の活用、(2)産業廃棄物最終処分場の活用、(3)北海道内での他の市町村との連携による処理、(4)既存施設以外の北海道内処分先の確保に整理し直し、記載した。

行動計画素案 (案) 該当箇所	意見の内容	対 応
④ 処理方針及び目標期間の設定	「災害廃棄物は、最長3年で処理を完了することを目指す。」を「被災地域における可能な限りの早期の復興を図るため、災害廃棄物は、最長3年で処理を完了することを目指す。」というような表現にした方が分かりやすいのではないか。	「5-11 廃棄物の種類や処理の段階に応じた目標処理期間の設定」で、ご意見いただいた内容の記載とした。
⑤ 北海道ブロック内におけるネットワークの構築	「医療救護」や「ライフラインに係る協定」「通信手段」などは、上位計画となりうる防災計画マターであるため、災害廃棄物として書き込んでおいた方が良くと判断される場合は、「〇〇については、各自治体防災計画に定める△△により（従い）確保する。」などの表記にとどめるべきではないか。	「6-2 通信手段の確保」の「(1) 通信手段の確保」に、「通信手段の確保については、各自治体の防災計画に定める方法に基づき確保することを前提とする。」という記載を追加した。